令和６年第６回中山町議会定例会会議録

令和６年９月５日中山町議会定例会を、中山町役場大会議室で開催した。
出席した議員は次のとおり

１番	佐東幸治	２番	須貝勝司
３番	田宮昌幸	４番	夛田慎二
５番	斎藤眞一	６番	鈴木徹雄
７番	渡辺博文	８番	村山　隆
９番	渡邉　史	１０番	鎌上　徹

地方自治法第１２１条の規定により、説明のために出席した者は次のとおり

町長	佐藤俊晴	副町長	秋葉秀出男
総務広報課長	黒沼里香	総合政策課長	神保勝也
住民税務課長	髙橋孝広	健康福祉課長	渡辺美喜
産業振興課長(兼)農業委員会事務局長	井上栄司	建設課長	佐藤隆一
教育長	浦山健一	教育課長	栗原　純
代表監査委員	村山　拓		

職務のために出席した者は次のとおり

議会事務局長	髙橋昌一	議会事務局書記	後藤　舞
議会事務局書記	石川里佳		

会議に付した事件は次のとおり

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

一般質問

議第４０号　令和５年度中山町一般会計歳入歳出決算及び令和５年度中山町各特別会計歳入歳出決算の認定について

令和５年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率について

本日の議事日程は次のとおり

（別紙　議事日程第１号のとおり）

会議の経過

議長（鎌上徹君）　あらためて、おはようございます。

本日は１０名が出席しており、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和６年第６回中山町議会定例会を開会いたします。

（午前１０時０３分）

議　　長　これから、本日の会議を開きます。

初めに、議長より諸般の報告を行います。

令和６年６月１４日の議決により、議員派遣を決定した「第５回地域テック東北」及び「第１回こどもテック東北」について、派遣期日を８月２８日から８月２９日に、派遣議員７名を６名に変更して派遣しております。

議員派遣の変更につきましては、議長に一任されており、派遣後の定例会において議長が報告することになっておりますので、ご報告させていただきます。

以上で、議長の「諸般の報告」を終わります。

日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定によって、２番須貝勝司さん及び３番田宮昌幸さんを指名いたします。

日程第２、「会期の決定について」を議題にいたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

須貝議会運営委員長。

２番（須貝勝司君）　皆さん、おはようございます。

去る８月２６日に開催しました議会運営委員会の結果をご報告申し上げます。

本定例会の会期は、本日から１３日までの９日間といたしました。

日程につきましては、既に配付しております日程表のとおり、第１日目の本日は、最初に一般質問を行います。

一般質問の時間等につきましては、中山町議会運用基準のとおり、答弁、再質問等を含めて全部で一人４０分であります。

次に、議第４０号につきましては、決算の認定でありますので、町当局の提案理由の説明の後、代表監査委員から監査結果の報告をしていただきます。

なお、この案件についての質疑、討論、採決につきましては、最終日９日目の１３日に行います。

次に、「令和５年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を行います。

２日目の６日から８日目の１２日までの７日間は、議案調査のため休会とし、２日目の６日、５日目の９日、６日目の１０日、７日目の１１日の４日間、全員協議会を開催していただき、令和５年度決算について、各課ごとに説明及び質疑をしていただきます。

定例会最終日９日目の１３日は、最初に、議第４０号の令和５年度決算の議案につきまして、質疑、討論、採決を行います。

その際、質疑については、一般会計は歳入歳出に大別し、各特別会計は、各会計ごとに行います。

最後に、財産に関する調書を行い、討論、採決は各会計ごとに行います。

次に、議第４１号から議第５４号までの議案につきましては、各件ごとに、提案理由の説明、質疑、討論、採決の順で行います。

なお、本日の本会議終了後に、「柏倉家住宅保存・利活用特別委員会」、５日目の９日の全員協議会終了後に「厚生産業常任委員会」、７日目の１１日の全員協議会終了後に「議会活性化特別委員会」、定例会最終日１３日の本会議終了後に、「全員協議会」を開催していただきます。

出席要求につきましては、課長職以上に要求しております。また、本日は決算審査の結果の報告がありますので、日程第４以降、代表監査委員の出席を要求しております。

傍聴人につきましては、３０人に制限いたしました。

以上が、議会運営委員会で協議された結果でありますので、よろしくご協力くださいますようお願いを申し上げます。

議　　長　お諮りします。ただいま、委員長から報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から１３日までの９日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から１３日までの９日間に決定しました。

日程第３、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。１番佐東幸治さん。

１番（佐東幸治君）　おはようございます。今回も一番バッターで質問させていただきます。

その前に、先日、庄内地方や最上地方で大きな被害を受けられた方、また、先日の台風によって、伊勢湾台風並みの大きな台風が来たということで、西日本の方々、大変な被害を受けられたという方、被災された方には心よりお見舞いを申し上げます。

私からの通告２件ありますけども、まず１件目、「旧「中山町情報・物産館〇っと」の活用計画及び貸出要綱の作成について」ご質問いたします。

これまで、旧中山町情報・物産館〇っとの取り扱いについては色々と説明がありました。しかし、活用方法が二転三転し、はっきりした方向性が出ておらず、なし崩し的な形で利用されている。もう一度、町民に対し明確な活用計画と、貸し出しを行うのであれば、どういった団体が利用できるのか、その貸出基準や規定などを明記した要綱の作成を提案したいと思います。お願いいたします。

町長（佐藤俊晴君）　おはようございます。

私のほうからも、７月２５日に山形県、そして秋田県のほうに起こった大雨による災害等に関しまして、被災されました方々には本当にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになった方々には本当にお悔やみを申し上げたいと思います。本当に我が町でも、いろいろな意味で、こういった災害については他人事ではないなというふうに思っております。町民の方々には、より多くの情報を流し、防災に努めてまいりたいと思っております。

さて、ただいま、佐東議員のほうからありました、「旧「中山町情報・物産館〇っと」の活用計画及び貸出要綱の作成について」ということに対しまして、お答えを申し上げます。

まず、施設の現在の利用形態についての経過をご説明いたしますと、ことし２月に町報及び町ホームページで、〇っと施設の再稼働に向けた利活用方法を検討するため、無料開放することを周知し、利用を希望する団体、個人の募集を行ってきたところでございます。単発的な利用も数件あった中、ことし６月からは２名の地域おこし協力隊員が日曜日から金曜日まで常駐しており、施設開放を行っております。目的としましてはスマホ相談や休憩所として交流をする場所として、誰もが気軽に利用できるフリースペースとしております。実際に施設が開いていることで立ち寄る方は多く、本年６月から７月のフリースペースへの来館者は延べ１０３人となっております。

また、毎週金曜日の午前中には、町のやってみっべ補助金を活用した事業であるｅスポーツの体験会が行われており、通いの場としての生きがいづくり、

仲間づくりの輪を広げる場所としての試行的な活用も行っております。こちらは１開催当たり平均５人の参加者となっております。

これらを含めて、利用実績は町観光協会を含め７つの団体及び個人によるイベントやワークショップ、会議等の多種多様な目的で利用され、今年度は延べ４００人が来館しております。

以前、事務室として使用していた部屋は、みらくるラジオの収録を行うスペースとして、みらくるラジオなかやまが撮影の際に使用し、町の観光情報を盛り込んだＹｏｕＴｕｂｅ配信を行っていただいております。

また、小型高温高圧調理機につきましては、これまで二度の使用講習会を実施し、使用を希望する方へは申し出があれば、貸し出しができる体制を取っております。現在は主に地域おこし協力隊員が自身の活動目的達成のために、利用している現状でございます。

これらの施設利用の際に、利用者に対し〇っと施設利用に関してのアンケートを実施しているところですが、回答を見ますと、現在の使い方に大変満足という回答が多くなっているところであります。

以上のことから、当面の間は現在の貸し出し形態を継続していきたいと考えておりますが、産業振興課の喫緊の課題であります、町観光協会の組織改編等を協議していく中で、将来的に観光協会の事務所としての活用の可能性も含めて、当施設の活用計画の策定並びに貸出要綱の作成についても、今年度中には方向性を決めていきたいと考えております。

１番（佐東幸治君）　希望する方には貸し出しを行っているというふうな説明がありましたけども、最後に、いわゆる活用計画や貸出要綱といったものはまだできていないというふうなことで、今年度中に方向性を決めていくというふうな形だと思います。ということは、貸し出し、ホームページや町の町報などでお知らせして、借りたければ無料で開放してますよっていうふうなお知らせはしているんですけども、どういった形、〇っとのどういった形で今後利用していくのか、あるいはどういった団体が借りられるのかとか、まずは相談してくださいというような形になってる。実際に、じゃあどういう団体が借りられるのか、自分たちは借りられるのかが明記されてない状態なんですね。そういったところをもう少しはっきりしてもらえないかということなんです。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君）　今年度中も、〇っとにつきまして、試行的な活用ということで、いろいろな貸出要綱を案内した結果、今現在として、地域おこし協力隊が基本的に借りていただいている。ｅスポーツ教室とかの通いの場として借りていただいているわけですけれども、基本的に地域おこし協力隊が、今、全て借りている状況なので、何かお借りしたい場合には、産業振興課のほうにご相談いただいて、地域おこし協力隊の方にその時間

を空けていただく必要があるわけなので、まずは産業振興課のほうに借りることのご相談をいただきたいということになってございます。よろしくお願いします。

１番（佐東幸治君）　ですので、まず相談してくださいではなくて、町民が、私たちが借りられるのかどうかっていうことがわからない状態なんですよ。全体的に地域おこし協力隊が使ってるというふうになってますけど、じゃあ、いつ空いてるのかということがわからない、何曜日こういう事業したいので、ここ借りられないかという相談してくださいという話だったんでしょうけども、こちら町民としては、計画が立たないんですよね。いつ借りれるかわからない状態で、空いてるか空いてないかもわからない状態なので。そういったところを明記していただいて、借りる場合はどういう手続きを取ればいいのかということをはっきりしていただきたいということなんです。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君）　大変失礼いたしました。地域おこし協力隊の方が使っている時間ですけれども、日中使っていただいているわけですけども、そういった町民の方がお借りしたいというときには、地域おこし協力隊は町民の方を優先していただいていいというふうに言っていただいているので、そういった方が来たときには、地域おこし協力隊の方にお話させていただいて、そこは空けられる状態となっております。

○っとの活用ですけれども、ことし２月にお知らせ版、ホームページに出させていただいた内容といたしましては、集会やワークショップ等のほか、当施設内の厨房施設ということで、レトルト加工機などもお使いできるということで、ご案内してるところでございます。基本的に、どういった形でもお使いいただける施設とご案内しておりますので、よろしくお願いいたします。

１番（佐東幸治君）　そういった貸し出しの活用計画並びに、貸出要綱というものを今年度中に方向性を決めるというふうなことも書いてありますけども、じゃあ、いつからその要綱なりを作成して、いつから町民にそれをお知らせするのかということをお知らせください。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君）　基本的には、来年度も今の使い方を継続していきたいとは考えておりますが、使用計画につきましては、来年度施行に向けて今から準備していき、町民の方にお知らせしていきたいと考えておりますが、ちょっとまだ作成中でございまして、いつになったらできるというプロセスまでも今検討中でございますので、今年度中には町民の方に利用をご案内できるように進めてまいりますので、ご了承いただきたいと思います。

１番（佐東幸治君）　今現在、借りる場合ですね、申込用紙などはあるんでしょうか。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君）　ございます。あと、利用報告

書のほうも作成していただいております。

１番（佐東幸治君）　早急にその方向性を決めていただいて、もう少し明確に町民に対して、どういうふうな形で借りられるのかということを明記していただきたいなというふうに思いますので、これは町の考え方だと思いますので、皆さんにお知らせしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

２番目に移ります。「スポーツの運動施設の整備について」質問いたします。

中山町のキャッチフレーズであります、「スポーツとフルーツ　伸びゆく町なかやま」の中の一つにあるように、スポーツの町を目玉として、町内・外を問わず、それをアピールし、教育・健康づくり・生涯学習の推進につなげ、スポーツ文化を花開くような町の政策として進めていけばいいと思います。

スポーツ文化を育む上で、指導者や支える人の育成と施設整備がありますが、施設整備はその文化を支えるため、行政の大きな役割と考えております。現在、進めている中学校の部活動移行の観点からも、地域の受け皿となる施設の整備をすることは非常に重要であります。

これらのことから、次の３点を提案し、可能かどうか伺います。

①すぱーく中山の人工芝化を実施する。②中学校の人工芝のグラウンドに照明設備を設置する。③施設利用料を見直す。

すぱーく中山と中学校の人工芝に関しては、各種目を限らずに多目的に活用を行い、種目団体や近隣の住民の配慮をしながら進めていくことが大事だと思っております。

また、施設利用料の見直しに関しては、何度も提案していますように、町外の団体からはしっかりと使用料をいただき、町内のスポーツ関係者の以外の人からも納得していただくためにも、受益者負担を増加しなければいけないと考えております。

このような理由から、上記の３点について質問いたします。

町長（佐藤俊晴君）　「スポーツ・運動施設整備について」お答え申し上げます。

本町では、スポーツとフルーツ伸びゆく町なかやまをキャッチフレーズに、スポーツによって生まれる連帯感や一体感により、既存のコミュニティの強化や新しいコミュニティの創出を期待し、また、スポーツを通じて健康意識を高め、一人一人の健康づくりにつなげ、健康寿命を延ばすための取り組みを行っているところでございます。

今後も、スポーツによって生まれる連帯感や一体感をもとに、町づくりの推進に努めてまいります。

さて、ご質問の①すぱーく中山の人工芝化を実施するについてお答えいたします。

屋内ゲートボール場すぱーく中山は、ここ数年ゲートボール競技としての使

用実績はないものの、現在はテニスやサッカーなどの屋内練習場としての利用のほか、ペタンクやモルックなどのニュースポーツの場としての利用など、多様なスポーツの利用の要望に応えているところですが、ニーズを把握しきれていないのが実情でございます。

令和５年３月策定の中山町公共施設個別施設計画において、当該施設は長寿命化を図ることとしており、令和１３年度に大規模改修を計画しているところでございます。この大規模改修は、機能保全のための補修だけでなく、機能向上も想定しているため、今年度開始した公共施設再配置事業において整備する施設の課題等を参考にしながら、ニーズ調査を行うなどして、必要な改修を実施できるよう、準備を進めてまいります。

次に、②中山中学校の学校の人工芝グラウンドに照明設備を設置するについてお答え申し上げます。

町立学校体育施設開放事業において、町内の各スポーツ団体や地域の団体が学校の体育施設を利用して、余暇をスポーツやレクリエーションなどで楽しんでいただいているものと認識しております。

中学校の人工芝グラウンドへの照明設備については、現在のところ、学校や地域からの直接的な要望はいただいておりません。まずは既存の社会体育施設設備などで必要な改善を行いながら、ニーズの把握に努めてまいります。

最後に、③施設使用料を見直すについてお答え申し上げます。

町内のスポーツ施設の使用料につきましては、町内の各スポーツ団体に対して減免措置を講じておりますが、今後は町内外に関わらず、受益者負担の原則に基づき、利用者からは相応の負担をお願いすることも必要であろうと考えております。

現在、中学校の部活動改革を進めているところであり、町内におけるスポーツ施設の利用実態に応じて、優先使用や使用料の減免措置についても、一体的に検討していく必要があると考えております。今後は、全体的な見直しを行いながら、より公平で持続可能な運用を目指してまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

１番（佐東幸治君）　１番目のすぱーく中山の人工芝化を実施するでありますけども、町民の方から直接的な要望といったものはなかなか挙がらないというふうなことなんですけども、あの現在のゲートボール場として造られたわけなんですけども、中山町、今現在、ゲートボール協会というものがないというような状況の中で、利用の仕方もちょっと変わっていくのかなというふうに思っております。

現在の土、皆さんご存じのように、とてもぼほぼほすると言うか、子どもたちなど使っていても気管に悪いのかなというふうに思えるような状態なのです。

それを何とか改善できないかということなんです。その中で、やはりできれば人工芝化、その予算がかかるわけですけども、いろいろな補助金などを利用しながらできないかというふうなことであります。どうでしょうか。

教育課長（栗原純君）　人工芝化につきましては、かつて検討し活用できる補助金などについても調査したところですが、当時あいにく活用できるような補助金は見当たらないというふうなことで、人工芝化への改修をせず現在に至っているというところでございます。

議員ご指摘のとおり、人工芝化になれば、現在、土埃が舞うような状況がなくなって、より利用しやすい施設になるというふうなところについては、同じ認識でおりますので、今後、有利な補助金制度などについて研究して、公共施設の再配置と一体的な整備の可能性について模索していきたいと考えているところでございます。

１番（佐東幸治君）　いろいろな補助をちょっと調べたところなんですけども、結構スポーツ施設に関しての補助というものも、新しくなったのかも知れませんけども結構あるようなんですね。そういったものを活用しながら、いわゆる文部科学省から出てるもの、国土交通省から出てるもの、それから経済産業省から出ているもの、いろいろありますので、そういったものをトータルで考えて補助制度を利用しながらやっていくということはできるのかなというふうに思っているところであります。

また、使用の方法についても、スポーツの活用だけではなくて、寒河江市のように、いわゆる災害があったときの備蓄倉庫として活用するというふうなことを考えれば、いわゆる、ほかの省からの補助金の活用のやり方もあるのではないかというふうに思っていますけどもどうでしょうか。

教育課長（栗原純君）　現在の新しい国交省や経済産業省等の補助制度については、まだまだ研究しきれていない部分がありますので、今後活用できるような補助金制度の有無について検討してまいりたいと思います。

また、災害備蓄庫として有事の際、使用することによって活用できる補助金などもあるというふうなお話がございましたけれども、現在、中山町の防災計画におきましては、すぱーく中山は大規模災害時の死体安置所というふうなところの位置づけになっていたかと記憶しておりますので、その辺の計画変更の可能性なども踏まえて、トータルに考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

１番（佐東幸治君）　防災の観点からもいろいろな可能性を考えながら進めていきたいと、そういうふうな答えでしたので、人工芝化を急いでいただきたいなというふうに思っているところであります。

２番目の中学校の人工芝の照明設備に関してなんですけども、いわゆる熱中

症対策などについても、日中なかなか活動ができない状態、じゃあ朝早くかというふうになるわけですけども、指導者の問題などもありまして、やはり夜涼しくなってから活動するということが非常に重要なのかなというふうに思いますので、そういった意味からも近隣の住民の説明もしっかりやりながら、外にもれないようなネットのところに幕を張るなりして、しっかり照明を遮断するような形で設置できないかというふうに考えておりますけどもいかがでしょうか。

教育課長（栗原純君）　こちらについても、関係団体から具体的な照明設備設置の要望はいただいていないところでございますが、議員からご指摘あった熱中症対策としての側面、そういった観点もございますので、これらを踏まえ関係団体とさまざまな可能性について意見交換してまいりたいと思っております。

１番（佐東幸治君）　もしも、その照明設備が整った場合ですね、やはり学校管理ではなくて、部活動移行が地域のほうに来た場合ですね。平日も部活動というものが地域のほうに来ることが予測されるということから、いわゆる学校管理ではなくて、町管理にできないかというふうなことを考えますけどもいかがでしょうか。

教育課長（栗原純君）　現在、中学校の人工芝グラウンドについて、学校管理下から社会体育施設、すなわち町管理の施設へと位置づけを変えるというふうな計画はございません。ただ、いただいたご意見を踏まえて効果や留意すべき点などを見極めながら、関係団体と意見交換をしてまいりたいと思っております。

１番（佐東幸治君）　これは町の政策にも私はよると思うんですけども、いわゆる設備を充実させて町内の人たちの、団体もそうなんですけども、町外からも利用していただいて、しっかり料金もちょっと高めにいただいて、町の財政を補っていただくというような形をつくれないか。どんどんどん、ほかの地域でも人工芝のグラウンドっていうのができてくると思います。そういったときに、どうしてもほかとあわせるという形ではなくて、いち早くそういった体制をつくっていく、スポーツによって町おこしをしていくというふうな考えからも、町の政策としてそういったことを考えるわけですけども、これは町長どうでしょうかね。

町長（佐藤俊晴君）　佐東議員おっしゃること、大体理解しているところでございます。そして、先ほども説明したように、今現在、いろいろな公共建築の施設再配置事業のほうを進めているところでございまして、役場庁舎とか中央公民館だけではなくて、今ある公共施設がどうあるべきなのかというのを考えていく時期になってきているなというふうに思っております。そんな中で、やっぱり適正化の問題もありますし、あとはもう災害に対応するための施設はどうあるべきなのかとか、災害に対応でき得るものなのかとか、そういった検討も進めなが

ら、今ある公共施設はどうあるべきなのかっていうのを考えていかなければいけないなというふうに思っています。そして、公共建築物が地域の方々、町内外の方々にも開放できるような施設になれば、これはすばらしいことであり、そしてまた、この最後の質問にもあった使用料の問題も、維持管理していかなければいけない費用っていうのはどうしてもかさんでくる。人口問題、人口減少問題においてインフラ整備のメンテナンス費用っていうのは、やっぱり考慮していかなければいけない時代になってきたなというふうなことも思っているところでございます。そういったことを相対的に考えた上で、しっかりと公共建築物の公共施設の再配置というのを考えていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解していただければなというふうに思っております。

１番（佐東幸治君）　最後の、いわゆる施設の使用料の見直しまで関わるわけなんですけども、そういった施設の管理、整備をしていくというふうなことで、とにかく町のほうで出すということではなくて、やはり、受益者負担というふうなことを考えますと、やはりやっていくと。町外から来た人からにはちょっと高めに使用していただいて、町内の方からもしっかり使用料をいただく。しかしながら、各種団体に対しては町のほうから補助を出していくと、それで賄ってもらうと。決して経済的に豊かな人たちだけがスポーツをできるというようなことではないというふうなことを考えていきたいと思っています。また、ほかの予算をスポーツに回すということではなくて、初期投資には若干かかるかも知れませんけども、そのスポーツはスポーツ関係で循環していくと、そういう仕組みをつくっていくということが大事なのかなというように思っています。文科系の活動をする人たちには何もないのかというふうなご意見もあるかもしれません。しかしながら、スポーツはスポーツで、受益者、自分たちでやっていくんだというような考えでやっていかなければ、これからは持続可能にはならないのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

町長（佐藤俊晴君）　先ほども申し上げたとおり、そのとおりでございまして、持続可能、そしてインフラ、メンテナンスというふうな視点から申し上げましても、そのようなことを検討していかなければいけない時期に来たなというふうには思っております。おっしゃるとおり、今現在、スポーツ少年団、あと学校の部活動、全ての関係者は無料で減免措置をしております。当然、暖房費とかそういったものは出していただいてますけども、その辺のところは、ある程度、どういうふうに形になるかわかりませんけれども、週２回はスポーツ少年団活動として補助しますよというふうな形で補助金をつくって、そして使用料は使用料としてしっかり払ってもらうという、受益者負担というふうな考え方をやっぱりつくっていくのも一つの手段なんではないかなというふうに私も考えているところでございます。スポーツ関係団体の方々にも、その辺のところも検討

していただきながら、今後の事業に生かしていきたいなというふうに思っておるところでございます。

１番（佐東幸治君）　全て、この人工芝、例えばスポーツ少年団などに開放して、常に使えるような形をとるということは、私はちょっと得策ではないのかなというふうに思っています。教育的な観点からも、憧れの施設というものがあっていいのかなというふうに思っています。ここを使える、こういうことを、レベルを上げていけばここを使えるんだなとか、経済的に豊かになればここを使えるんだなというふうなことがあっていいのかなというふうに思っています。施設が十分にない状態の中で、工夫しながら指導者の方もやっているという姿も私は嫌いではない。がしかし、その既にいい状態でそこを使えるというふうなことも、私はちょっと教育的観点からどうなのかなというふうに思っている。

しかしながら、そういったものを町で、行政でつくっていくということはすごく大事なことだなと思っています。東北大会などにも参加させていただいたときにもそうなんですけども、秋田に行ったときに、私たち、すごい施設でプレーができるんだなというふうに感じたわけなんですけども、その施設管理者が、きのうこの施設を使っているので、若干、芝の状態が傷んでますけども、申し訳ありませんというふうな言葉があった。その施設に対する考え方が、私たちと違うんだ、私たちから見れば、もう山形にとって本当にすばらしい施設だった。しかしながら、そこで秋田の人たちは、ちょっと傷んでますけども申し訳ないというふうなお詫びの言葉があった。だから施設に対する考え方が私たちとはちょっと違うのかなというふうに感じたところであります。

東北６県、回らせていただきましたけども、一番よかったのは岩手県でありまして、だからスポーツ施設、大谷翔平をはじめ、野球関係でも菊池雄星ですとか、やっぱりそういった子どもたちが一生懸命やって、出て来るんだなと、プロ目指してやってくれる子どもたちがたくさん出てくるんだなと。それはやはり、一つは指導者という部分、もう一つは、その立派な施設というふうな部分が役立っているのではないか、そういった意味でも、こういった、山形では県民性というものがありますけども、中山町ではスポーツに関して、こういった施設はきちんと整備するという考えでやっていくということが、いわゆる町の政策としてあっていいのではないかというふうに思いますけども、町長、いかがでしょうか。

町長（佐藤俊晴君）　とても大切なことだと思っております。施設整備はやっぱりアスリートにとって、そしてまた一般町民にとっても憧れの場であり、しっかりとした練習する場でもあるというふうなことを思っております。中学校のできたときに、次の年に、人工芝のグラウンドができましたけども、そのときはやっぱり子どもたちにとっては、足取られてすごく大変だったというふうなことを

聞いたことがあります。今はほとんどの中体連の地区大会、県大会も人工芝でやっているというふうな、全国的にそういうふうな環境の中でやってるっていうのであれば、そういうふうな環境整備というのはとても大切だなというふうに思っております。ただ、国際大会になってくると、人工芝でやっているサッカーなんていうことはあり得ないと、そういったところは、本当にアスリートのことを考えて、天然芝でやるんだというふうな考え方もございますし、もう４０数年前にはシアトルマリナーズの本拠地は人工芝にしました。もう全天候型になって、日本より早く人工芝化した。でもそれは今は天然芝に変わっています。これはもうアスリートの観点からして、しっかりとしたプレーを見たいというふうな意義もあるらしいです。

そういった全体的なことをやっぱり管理しやすいものとか、そういう視点で追うのか、それとも本物をしっかりとしたプレーを見たいとか、プレーをしたいという観点で見るのか、そういったところは難しいことではありますけども、町民の方々、スポーツ関係団体の方からもいろいろな意見を出し合っていきながら、まちづくりに努めていきたいなというふうに思っておりますので、今後ともご意見よろしくお願い申し上げたいです。

１番（佐東幸治君）　私たちも、できれば天然芝のほうがいいんです。やはりその維持管理の観点から人工芝というふうな形になってるわけですけども、将来的には天然芝でやりたいなというふうに思っているところであります。先ほどもありましたけども、指導者、あるいはそれを、スポーツを支える人たちの育成と、その施設の整備というものは２つあるわけですけども、いろいろな交付金を見ますと、豪雪地ですとか、過疎債ですとか、そちらのほうで、いろいろ施設は何とか、地方でもできる形になってますけども、今後、中学校の部活動移行なども考えますと、指導者の手当というものが、もう少し地方に分散されるべきなのかなというふうに思っています。でないと、優秀な人材がどんどん都市部に行ってしまう。つまり、都市部だけがよくなって、そして優秀な選手までもそっちに引っ張られてしまう。地方がやはり疲弊してしまうような形になってしまう。これを何とか、これは国の政策なんでしょうけども、町としても、県としても、そういった要望を出していきながら、地方に分散するような、そして日本全体で育成するんだというふうな考えを持ってやっていかなければいけないと思っておりますので、そういったことを国、県にも要望をしながら進めていくことが非常に大事かというふうに思っています。

これは私の考えで、答弁は要りませんけども、そういった意味でも、国への要望というものをしっかり行いながら、日本全体がスポーツ文化、あるいはほかの文化活動においてもいろいろできるような形をつくっていって、そして人材育成もしっかり国全体がやっていけるんだというふうな、そういう体制づく

りというものが非常に大事なのかなというふうに思っていますので、国へ要望していきたいと思っております。以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議　　長　４番夛田慎二さん。

４番（夛田慎二君）　おはようございます。４番、夛田慎二でございます。

私からは「災害時の受援体制構築について」質問させていただきます。

７月２５日の大雨により、最上地域・庄内地域で大きな被害が発生してしまいました。

全国から自治体・社会福祉協議会の応援職員、企業、ＮＰＯなどの支援団体や災害ボランティアが駆けつけ、復旧・復興に向けた活動を行っています。

しかしながら、報道の量やこれまでのつながりなどから、支援が集まりやすい地域、集まりにくい地域など、差が出ている現状があります。

特に県外の企業やＮＰＯなどの支援団体については関係性をつくるところから始まり、場所の確保が必要となり、その差が大きくなったように思います。

実際に、ボランティア活動をしている団体より、活動に使う軽トラックが不足しているという相談があり、被災された方に車を無償で貸し出ししている団体に相談したところ、拠点とスタッフ探しに難航しているとのことでした。

その結果、つながりのあった秋田県より、山形県では約１週間遅れての貸し出しとなったようです。

この車の貸し出しについては、令和元年１２月定例会の一般質問で、協定を結べないかと質問させていただき、現在、そういった協定をしておりませんので、そういった協定を結べるところがあるのかどうか、今後調査をしていきたいというふうに思っております。という答弁がありましたが、その後どうなっているのでしょうか。

また、町でもいろいろな企業と災害時における協定を結んでいますが、協定締結後も意見交換等は定期的に行っているのでしょうか。

そして、もっと多くの企業・団体と協定を結ぶ、定期的な意見交換をするなど、平時からつながりを持っておくことが万一の備えとして必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、内閣府の地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドラインの中で、災害対策本部体制に受援班もしくは受援担当を設置するべきであるとされており、実際に支援する側はどこが窓口になっているのかわかりづらい現状にあります。

町では、受援の担当は配置されているのでしょうか。

町長（佐藤俊晴君）　「災害時の受援体制構築について」ということでお答え申し上げます。

７月２５日からの記録的な大雨では、山形・秋田両県にまたがり、特に庄内・最上地域を中心に、河川の氾濫、土砂災害、住家の浸水、倒壊など、甚大な被害が発生いたしました。

現在も復旧・復興に向けた各位の懸命な取り組みとともに、被災地に対し官民の人的・物的支援が行われております。

被害に遭われた皆様にはお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧・復興をお祈り申し上げたいと思っております。

さて、１点目の車の貸し出しに関する協定に係る調査状況について申し上げます。

ご質問の車の貸し出し支援は、災害により車が損害を受けた住民等に対し、車の無償貸し出しを行い、災害復旧活動や生活再建を支援しようとする民間団体の取り組みと承知しており、このたびの大雨災害に関連して、県内でも支援が展開されているようでございます。

このような支援が必要となるような大規模災害の場合、被害は広域・広範囲に及び、その状況は、災害発生の都度大きく異なることが想定されます。

そのため、受援の方法についても、被害状況に合わせて広域的な視点を持って検討し、最適な方法を選択する必要があるものと考えており、車の貸し出し支援につきましても、当町が単独で協定を締結するものではなく、都道府県を対象範囲とするなど、より広域的な連携が図られることが望ましいものと考えております。

次に、協定を締結している民間事業者との関わりについて申し上げます。

町では、民間事業者の専門分野・強みを生かした防災・災害時連携を図るため、現時点で１８の民間事業者と、連携協定を締結しております。連携の内容は、要支援者避難の際の施設利用に関することや、災害時物資供給に関すること、建設機械等の提供に関すること、廃棄物処理に関することなどが挙げられます。

民間事業者との関わりにつきましては、町の平時における業務等に関わる連携を通じて、担当者同士の顔が見える関係が構築されている事業者があるほか、日常業務における関わりが多くない事業者にあっても、機会を捉えて、協定内容や連絡担当者の確認等を実施しております。

平時からのつながりの重要性に対する認識につきましては、議員とも共通しておりますので、今後も引き続き事業者との意見交換の機会づくりを図ってまいります。

また、事業者との対話を通じ、新たな連携協定の締結についても積極的に推進しながら、官民相互連携したまちづくりを目指してまいります。

次に、中山町における受援担当の配置について申し上げます。

内閣府ガイドラインにおいては、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関する取りまとめ、調整会議の開催や応援者への配慮など、受援に対するさまざまな対応を円滑に行うため、受援に関する業務を専任する担当が必要とされております。

この点について、町地域防災計画では、受援に関することは災害対策本部、危機管理班並びに総合政策班の分担事務として位置づけられております。

また、災害ボランティアの受入れについては、災害ボランティアセンターが窓口となることから、センターの運営を担う町社会福祉協議会との連携強化を図るとともに、わかりやすい受援窓口についての研究を進めるなど、より円滑な受援体制の構築に向け、取り組みを進めてまいります。

４番（夛田慎二君）　車の貸し出し支援については、広域的な連携が図られているということはもちろん大切なことではあると思いますが、水害に関して言えば、意外と場所が局地的であるということも多くございます。また、どこに使える用地があるのかというのがその災害のたびに変わってくるかと思います。また、広報についても、県が行うよりも、町から広報したほうが、利用者の方にとっては行き届きやすいのではないかと考えられますが、その点についてはいかがでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　災害が局地的だというようなことなので、個別に結んでもいいのではないかというご意見だったと思いますけれども、局地的ではあるかもしれませんが、全県的に都道府県が結んでおけば、そこに指示をして行ってもらえばよろしいことなのかなというふうに考えております。実際、日本カーシェアリング協会の提携自治体先を調べてみましたところ、都道府県と結んでいるのが１２県、あと市町村と結んでいるのが５自治体と言いますか、全体で１７自治体あるようですけれども、そのうち多くを占めているのが都道府県というふうに書かれてあったようですので、我々も山形県にそれを先導していただいて、協定していただけるように働きかけたいなというふうに思っているところでございます。また、使える用地も違うのではないかというのは、それはもう地域によって違うということですので、それはそれぞれの町で、どんなところを想定していくかというところは事前に平時のときに想定をしておく必要があるだろうということでございます。あと、広報するのも県じゃなく自治体のほうがということでございますが、実際利用するのは被災した自治体になると思いますので、そういった広報は自治体が担うという分担でよろしいのじゃないかと考えております。

４番（夛田慎二君）　今、協定を結んでいるのは県が多いというのは事実でございますが、実際に協定先ではなく、連携団体というところを見ますと、市町村ではなくて、自治会のレベルで、市町村に話してもなかなか先に進まないからという

ので、被災している町内会が場所を提供して、ここでやってほしいというので始まっているのが酒田市であります、今回の。ということを考えますと、県でももちろん結ぶのは大切なんですが、地域の事情に詳しい、町が協定を結んで、顔を見える関係をつくっていくということが非常に重要になってくるかと思うんですが、協定を結ばないにしても、関係者と連絡するような機会が必要なのではないかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　今回、酒田の例で申しますと、八幡地区のほうが大きい被害があったということで、そこの方が動いたのかなというようなことだと思われるんですけれども、このように私たち、中山町、面積も山形県一小さい町においては、どこが、どの地区がっていうようなことよりも、中山全体のことにもう、災害がひとたび起きれば関わってくるのかなというふうに思っておりますので、そういった部分では、やっぱり町が窓口になるのが適当なのかなというふうに思っています。そういった意味で、連携というのは必要かと思いますけれども、まずは山形県に働きかけて協定を結んでいただくのが先かなというのが考えでございます。

４番（夛田慎二君）　自動車に関しては、やっぱり生活の足ということもありまして、酒田市にボランティアに伺ったお宅でも、車が全て被災してしまった。保険で使えるレンタカーにも期限があるので、そのときにその車を借りるのが見つかって、非常に助かったというような話もお伺いしておりますので、今後、生活を再建していく上にも非常に重要なこととなりますので、まず、県が協定を結ぶかどうかというのももちろんあるとは思うんですが、まず、顔を見える関係をつくっていくことも考えていただければなと思います。

　次、災害における協定を結んでいる団体とは、関係性がつくれているということでございましたけども、協定書を見ると、前大津町長が結んだものなど、効力があるにしても、大分時間が経過しているものもございます。提携時とは社会情勢なども変化している中で、協定の内容についての確認や意見交換の場というものを定期的に設ける必要があるのではないかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　定期的に話し合いみたいなことができれば、なおよろしいとは思いますけれども、なかなかそういったこともかなわない場合もありますし、普通の仕事の場で顔を合わせる業者さんなんかもございますので、そういった中で、業務の中で会話をしながら、コミュニケーションを図りながらやっていければというような思いの答弁をさせていただいたというところでございます。

４番（夛田慎二君）　定期的な開催というのは、町から呼びかけていかないと、まずやれるかどうかもわからないということだと思うんですが、町からこういうこと

を定期的に見直ししていくべきだと考えて、声かけをしたことというのはあるんでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　１８の団体がございますので、それぞれに声かけをしたと、全部にということはないかと思いますが、個別に何かお願いをしたとか、そういったことは災害がこれまで起こっておりますので、そのたびにいろいろなコミュニケーションを図りながらやってきたという部分では、今後につなげるためにということで、いろいろな話し合いをしたことはあると思います。

４番（夛田慎二君）　であれば、現状のままで十分であって、計画的にやっていくっていう考え方は今のところ持っていないのか、それとも、今後計画的にもっとこう話し合う場をつくっていく必要があると考えるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　話し合いをするということだけでなく、例えばその協定の中身を確認するのが年に１回必要でないかとか、そういった部分で検討、検討と言うか、そういうことは考えております。

４番（夛田慎二君）　一番困るのは、関係者が人事異動によってつながりがなくなってしまうとか、あとは顔が見えない関係になると、会ってもすぐ誰だかわからないということがあると一番困ると思うので、１年に１回でも定期的に業務で会わない方とも会えるような形を、つくっていただければと思います。

　次に、新たな連携先の締結について、積極的に推進していきたいということでしたが、担当は防災安全対策室になるのか、それとも関係の近い課になるのか、どういった計画性を持って進めていくのか、そのあたりについてはいかがでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　防災安全対策室は取りまとめる機関ではあると思いますけれども、各、各々の担当部署で必要だというところがございましたら、そこは積極的にしていっていただきたいというようなスタンスでやっております。

４番（夛田慎二君）　この協定を結んだ際に、最終的な取りまとめっていうのは、どっか担当する部署があるのか、それとも各々が協定を結んで、それを最終的に町長なりが管理するというか、協定を結ぶときにわかるような形になるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　協定を結ぶ事務手続き等はそれぞれの担当にお願いをしておりますけれども、こういうことが上がっておりますとか、こういう計画があります、こういう協定を結びたいと思っておりますというようなことは、常に町の経営会議と言いますか、課長会議のほうで、そういったところは情報共有をしながら進め、締結されたあかつきには、我々のほうが把握をするというような形になるかと思います。

４番（夛田慎二君）　実際の災害が起こった際に、どんな協定があると有効なのかとい

うのを知るためにも、そういうことを検討する上で、現在も酒田市、戸沢村で災害ボランティアを募集しております。実際に現場に行って活動してくると、どんなことに課題があるのか、どういった解決方法があるのか、実際にどんな方々が活動されているのかというのが見えてくると思います。町の業務として、そういった場所に派遣をして、活動を通して学んでくる、関係層をつくってくるというようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　災害ボランティアセンターのほうへの派遣というようなご質問だと思いますけれども、そこへ派遣するというようなことは、組織的には、今、町ではやっておりません。それとは別に、災害応援の県を中心とした広域派遣の制度がございますので、そちらのほうの制度で町の職員を派遣しておりまして、今回の７月２５日の豪雨に関しましても、安全対策室の職員が１名、８月に１週間、家屋調査のほうの手伝いとして行っております。そのほか、公営住宅の受付管理のほうのお手伝いとして、酒田のほうに１名、建設課の職員を出しております。そういった意味で、行政の仕事の関連で、広域応援ということで、職員は出してございます。

４番（夛田慎二君）　広域応援というのも、確かに重要なことではあると思うんですが、例えば災害ボランティアが困っていることは、実際の被災者の方とお話をして、直接対話をするという場面というのは、多分、災害ボランティアに行ったときのほうが、もしかしたらニーズ調査で派遣されるとかであれば、そっちのほうが多いのかも知れませんが、現在の応援の範囲ですと、専門的な部分が多くて、広範囲的にどんなことが必要になっているかっていうのはなかなか見えてこないと思うのですが、そのあたりについては、実際にボランティア活動して、広く見てくるような制度と言うか、そういった仕組みをつくっていこうというような考え方はないでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　中山町役場職員を災害ボランティアセンターに派遣するという、組織的に、個人的に行くのは別として、組織的に派遣するという考えは今のところ持ってございません。ただ別に、町の社会福祉協議会が今回の災害のほうで、最上地方の町のほう、村だか町のほうに、県の社協からの派遣として何人か出して、何日か従事して、そこの災害ボランティアの運営のほうのお手伝いをして状況を把握しているというようなことは聞いておりますので、そこら辺の住み分けと言いますか、線引きがあるのかなというふうに考えております。

４番（夛田慎二君）　社協さんが行っているのも、運営側の支援だと思うんです。運営側の支援というのは、多分マッチングであったりとか、いろいろちょっと内部の事情には相当詳しくなると思うんですが、実際のボランティアと大分温度差が実際はありまして、その温度差でいろいろなトラブルと言いますか、もやも

や感がお互いに残るというような状態がありますので、どっちも経験していくという意味で、ボランティアにしていただく。それも今ですと平日、団体のボランティアが非常に困っているということで、それを助ける意味でも、町からしっかりと業務として派遣するという形もつくれるんではないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　ちょっと何と言いますか、用語の取扱いと言いますか、ボランティアに業務として派遣するという考え方が、公務員の私どもの働き方として、どういうふうに整理していったらいいのかということが、ちょっとまだ整理されていないと思いますので、そこは今、即答はできないかなというふうに思っております。即答できないと言うか、その考えは今のところ、そういった意味でありません。

４番（夛田慎二君）　であればボランティアも、もちろん任意になると思うんですが、町の執行部側からこういったそこで募集をしていますよっていうような案内を庁舎内に流すというようなことで、自主的に参加していただくことを促すというようなことはできるのでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　ボランティアは当然、あくまでも自主的な活動になると思います。それをどこが窓口になるのか、ボランティア受け付けてますのでというような広報を、何て言うか、安全対策室がするのかどうなのかというところが、ちょっと考えに至ってないと言いますか、あくまでもボランティアは個人の判断で行っていただくので、そのために広報をしてほしいというようなことだと思うんですけれども、何て言うか、町のイントラでそれを流して職員に促すというところまで、ちょっと今、思いは至ってないところでございます。

４番（夛田慎二君）　であれば、実際にどういったところと協定を結んだら有効なのかというのを知るすべというのは、今現在、どういう方法を考えていらっしゃるのでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　今回の最上、庄内地方の災害に関しても、既に国交省などを通じて、最上川の経済対策というようなことの会議の中で、いろいろな意見が首長さんのほうから出されている会議が行われております。そういった中で、それらの首長さん方が、こういったもの足りなかったとか、今後はこういうものが必要だなんていうご意見をたくさんＺＯＯＭ会議の中で発言されておりますので、そういった場面、いろいろな場面で、そういったニーズを把握することは可能なのではないかというふうに思います。

４番（夛田慎二君）　しっかり、ＺＯＯＭとかでニーズ調査ができていればいいと思うのですが、どうしても全国的に多くの団体が災害があったときに押し寄せて来るような状態、押し寄せて来るという言い方もおかしいんですが、多くの人がいらっしゃるという状態で、どこがどういったことをしてくれるのかというの

が、なかなか担当窓口までたどり着くことができないという状態がありますので、そのあたりの、担当はここにしてくださいというようなことを町で広報するようなことはできるのでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　受援体制のほうに話が移ってきたかと思うんですけれども、町として受援体制は、一応防災計画の中に担当課の担当班ということで整理はしております。夛田議員がおっしゃってる中身は、恐らくですけれども、こういった言い方が適当かわかりませんが、個人的にボランティアに来た方がいろいろな困ってることが把握されてないようなところと、行政、困ってる人とボランティアのマッチングがなかなかできないんだというようなことだと思うんですが、我々執行部側といたしましては、行政として行える部分というところの、いう意味での受援体制は当然整備しております。ボランティアセンターとかのほうのところについては、やはり受付窓口が変わってくるのかなというふうに思っておりまして、今ですね、災害ボランティアセンターの運営の予定者ということで、町の社会福祉協議会との拠点の連携を進めようとしているところでございます。

４番（夛田慎二君）　受援体制については、中山町の地域防災計画の中で、災害支援本部の分担事務として、危機管理班に受援に関する状況把握、取りまとめ、体制の確保に関することが、総合政策班に受援に関することということが書かれています。これを見ただけでは、違いが非常にわかりにくいのですが、具体的にどういった分掌になるのでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　庁舎全体の受援担当として、総合政策課が担当者となっておりまして、各業務の受援担当として、災害マネジメントの関係で、危機管理班、防災安全対策室の担当になりますけれども、そちらがなっております。

それから、福祉班の避難所運営の部分では、健康福祉課。それから災害廃棄物の処理のほうでは住民税務課。あと住家被害の認定調査のほうでは、住民税務課の税務グループのほうの担当。それから罹災証明関係では、うちのほうの総務広報課というふうな役割分担をさせていただいております。

これにつきましては、災害が起こったときにいち早く、何と言うか、広報して、受援体制の広報をしていければというふうに思っておりますし、平時でも広報していければ、すぐこういうところに行けばいいのかなというようなことがわかっていただけるのかなというふうに思っています。

４番（夛田慎二君）　一応確認なんですが、町にどれだけ支援団体が来ていて、どれだけ物資が来ているかっていう、最終的な取りまとめは危機管理班になるという形で、シートとかも多分、総務省か、内閣府かどこかでつくってると思うんですが、そういったことを活用して管理をするところは危機管理班になるということでよろしいでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　物資の受け入れという意味でのご質問だと思うんですけれども、そこであれば災害マネジメントの防災対策、安全対策と避難所にも関わる部分かと思いますので、そこはもう全庁的に連携しながら進めるようなことになろうかと想定しております。

４番（夛田慎二君）　恐らく全庁的にというのが多分、非常にこの受援体制をつくる上で問題になっている部分で、最終的に取りまとめする人が誰ですよ、どの班ですよというのがきっちりと決まっているのが、多分受援体制をつくるということになると思うんですが、そのあたりについては今、決まってないのか、それともちゃんと総合的に取りまとめる部署があるのかどうか、確認します。

総務広報課長（黒沼里香君）　個別にその物資の受け入れという文言では、整理されていないというのが現状なので、災害マネジメントのところに入って来るとは思いますが、避難所にもそれが届くというのであれば、そこで相互に連携していく必要があるという意味で申し上げました。

４番（夛田慎二君）　最後になりますが、一番重要な部分と言いますのは、災害時、顔の見える関係性があるかないかというのが最終的に大切なことだと思います。これまでも町で防災訓練をしてきましたが、これまで協定を結んでいる企業さんや団体が防災訓練に参加したことはあるのでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　建設同友会のほうでは、常に応援協定を結んでおりまして、水害があったときにポンプのほうの動かすのをお願いしたりしておりまして、そういった方々とは連携してやっております。

４番（夛田慎二君）　協定を結んでいるのが、今、１８カ所あると思うんですが、その中で、建設同友会さんの話が出たんですが、ほかの例えば物資を運んで来てもらうときに、受け入れをどうするのかっていうような訓練はされたことはないのでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　今、ご質問にあったような訓練はしておりません。ただ、もう一つ付け加えさせていただきますと、ＮＴＴさんとの災害時の通信訓練のようなことはしております。

４番（夛田慎二君）　今後の防災訓練の中で、町内の関係者だけじゃなくて、外部の協定先の企業さんであるとか、もっと遠くの支援団体の方であるとかにも参加いただいて、訓練する必要性もあるのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　その連携支援の中身にもよると思いますし、そのときの訓練がどういう訓練、例えば水害なのか、地震なのか、いろいろなことが想定される中で、そのとき必要なのをピックアップして連携のために協力をお願いするというようなことは考えられるかと思います。

４番（夛田慎二君）　例えばですが、受援体制の訓練であれば、全国かぶと虫相撲大会

や、すももウォーキングでも多くの関係団体やボランティアの人が関わっていますので、その機会を利用して、どういったことが必要になってくるのかっていうのを訓練しておいて、受援の訓練をして、それを災害に応用するということも可能ではないかと思うんですが、そのあたりはいかでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　イベントで広報するという、すみません、ちょっと私、意味がわからなくて、申し訳ありません。もう１回、すみません。

４番（夛田慎二君）　伝え方、悪かったかな、例えばボランティアの人が、例えば何人を今回募集したかわかりませんが、すももウォーキングのときに例えばボランティアの方が２０人なら２０人いらっしゃる、そのときに、こういったものが必要だよねって、多分、ボランティアの方を募集したりとか、物を持って来てもらったときも、いろいろなものが搬入されてくると思うんです、イベントのときなので。それを一元的に誰かが管理してる方が災害時の管理もできるのでないか、受援体制として構築できるのではないかと思うんですが、そのあたりというのは、担当部署が今のところやってると思うんですが、それを、その受援体制をつくる方が請け負って管理をする、マネジメントをするような訓練をイベントついでにやれないかなということでお伺いしたんですが、いかがでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　私の認識と夛田議員の質問はちょっと合っているかちょっとわからないんですけれども、そのイベントのときに頼むボランティアさんというのは、イベント運営のためにお願いを、お願いと言うか、ボランティアに来ていただいている方々であって、その当日は相当、かぶと虫相撲大会であっても、すももウォーキングであっても、そのイベントを成功させるために、いろいろな場所で動いていただいておるというふうに思っておりまして、そこに受援の考え方を持ち込んで何かできるのかというところは、ちょっと私としては今のところわかりかねますという答えにしかならない。申し訳ございません。

４番（夛田慎二君）　やっていただくことは、全然そのイベントに関することをそのままやっていただくと、ボランティアの方には。それのあくまでもマネジメントとして、何人のボランティアさんが参加して、例えばかぶと虫が何匹いて、今、土俵が何個設置する、道具がそろっているのかというのを管理するのを災害担当の受援のマネジメントをされる方が管理すると訓練になるんじゃないかなっていう考えで話をさせていただいたのですが、その管理というのは、今、されてないですかね。そのイベントごとに多分管理される方がいらっしゃると思うので、そこを受援担当者の方と連携する形でできないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

総務広報課長（黒沼里香君）　受援担当者がイベントのボランティアをするというイメ

ージで、ちょっとすみません、わからなくて申し訳ありません。かぶと虫相撲大会にしても、すももウォーキングにしても、たくさんのボランティアの方に来ていただいています。その中で、ボランティアだけでなくて、職員の動員も含まれておりまして、職員の動員って言うと、先ほど申し上げた受援の窓口の担当者なんかも恐らく入ってるかなとは思いますが、それぞれそのウォーキングにしても、かぶと虫の大会にしても、いろいろな担当に分かれて、その受援窓口の担当者はもし動員されてるとしたら配置されてるのかなというふうに思っております。そういった意味で、夛田議員のおっしゃってることが可能なのかどうかというのは、ちょっと私、この流れ理解できない、申し訳ございません。回答が難しくて申し訳ありません。

４番（夛田慎二君）　恐らくなかなか回答の難しいことを私も聞いているような感じもしますので、この辺ちょっともう少し整理して、できるのかできないか、ちょっとまた話をさせていただきたいと思います。実際に一番ポイントとなるのが、災害があったときに多くの人が出入りをされるときに、顔が見えて、その関係性があるのか、それとも初対面で話をして、関係性をつくっていくとかって、非常に大きな、支援する側からも負担であるし、支援を受ける側からすると、すごい業務が忙しいときに、初めましてって、名刺交換が始まるというのは、すごく大変なことだと思いますので、それを含めて、スムーズに受け入れができる体制をつくっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。これで私の質問を終わらせていただきます。

議　　長　３番田宮昌幸さん。

３番（田宮昌幸君）　それでは、よろしくお願いします。

まずですね、７月２５日、豪雨災害及び台風１０号で被災された皆様にお見舞い申し上げます。とともにですね、２５日の雨の降りようを見て、本当に他人事ではないと感じました。２５日では、線状降水帯が山形県北部、鳥海山を中心にして停滞したということで、本当に甚大な災害が発生したんですけれども、２年前、４年前ですと、南部にそういった線状降水帯が停滞して、中山町にも大きな被害を与えましたということで、今回の一般質問の一つの中にですね、「西部地区の水防対策について」お聞きいたします。

７月２５日の豪雨で、中山町でもですね、最上堰の氾濫、溢水により、岡地区では住宅前の小屋が２５センチ浸水し、農機具や収穫したばかりの農産物に被害が出ました。また、住宅には浸水は免れたものの、玄関前の敷石が深さ１０センチほど、そこは傾斜があったためですね、自宅には浸水ならず、敷石が１０センチほど流出しました。

本来、最上堰は、干ばつに苦しむ農家のための、農業用水を確保するための利水施設で、明治２１年に完成し農業用水を供給しております。５月から９月

末までの間、安定した農業用水を確保するための取水管理をしており、常に最上川から大量の水が流れています。しかし、ひとたび大雨になりますと、西部地区の山地からの排水が相当量流れ込むことから、取水制限等をしても一気に増水してしまう状況にあり、水害が心配されます。

水防法において、市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有するとされており、水防対策として、町と土地改良区との連携が必要であると考えます。最上堰の氾濫、溢水により、町民が被害に遭い、また、豊田小学校の通学路が冠水し、危険な状態が生じている現在、最上堰の水防対策は最優先と思われますが、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

町長（佐藤俊晴君）　「西部地区の水防対策について」お答え申し上げます。

このたびの７月２５日からの記録的大雨につきましては、被害に遭われた方に対しまして、重ねてお見舞いを申し上げます。

さて、最上堰は、昭和５５年のかんがい排水事業の整備におきまして、当時の雨量基準から算定した山地排水の受け入れを想定された規格・設計による整備が行われております。

また、管理者である最上堰土地改良区には、今回のように大雨が降り続くことが想定される場合には、その時期における取水や雨量の状況に応じ、頭首工の閉鎖や排水門の開放を行うことで、最上堰の水量を調整し、水路から溢れないようにする対応を取っていただいております。

しかしながら、近年は整備時の想定を超える強さの降雨が多発しており、西側の山地からの排水の流入が増加しており、最上堰に水を止めておくことができず、結果として議員ご指摘のとおり、場所によっては水が溢れてしまっている現状があります。

現時点での対応としまして、最上堰土地改良区とこれまで以上に大雨への連携した対策を進め、大雨の発生が見込まれる場合には、最上堰の頭首工や排水門、分水門など、現在の施設を活用した最上堰全域的な減水対応を取れる体制の構築を図りたいと考えております。

なお、一時的な大雨等に対しましては、町民の皆様にお知らせしていますが、土のうステーションの活用など、自助としての取り組みもお願いいたします。

また、中長期的な取り組みとして、流域治水における対策も検討してまいります。

ご存じのとおり、最上堰は最上堰放水路、梨の木排水ですけれども、梨の木排水により須川に放水されますが、大雨により最上川の増水に伴い、須川の水位が上昇しますと、その放水路の樋門は逆流を防ぐため閉じられ、最上堰に流入する雨水は排水されないことから、石子沢川流域内の浸水害への影響を検証しておるところでございます。

最上川放水路は石子沢川流域外でありますが、流域内の最上堰及び水田については、特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川と指定を受け、現在、策定を進めている流域水害対策計画において、土砂災害の抑制や保水力の向上のための砂防施設・森林整備などの治山の取り組み、農地の保全も含め、農業用の用排水路等の維持・活用による防災・減災についても対策事業となるよう、提案してまいりたいと存じます。

なお、最上堰から流れ出た雨水等による通学路への影響につきましては、学校や地区等から対策等についての要望はございませんが、道路管理者として必要に応じて通行制限などを行うなど、適切に対応してまいりたいと存じます。

３番（田宮昌幸君）　追加質問ということで準備してきましたけれども、町長の答弁にですね、回答というような形であったようで、ちょっと整理しながら質問させていただきます。８月２６日、短時間の大雨で、また最上堰から水が溢れ出しました。今回は水量も少なく、また、岡の排水門のスムーズな排水により、水はすぐ引きましたけれども、９月になりますと、９月はもう台風シーズンですので、さらなる早めの対策が必要だと感じました。

先ほどのですね、答弁にもありましたように、管理者である最上堰土地改良区はですね、取水や雨量の状況に応じて頭首工の開閉や、排水門の開放を行っているということで、対応を何か土地改良区さんにお任せしているような感じが見受けられます。

それと７月２５日の災害ですと、１４時３７分に大雨注意報が出て、そしてすぐに１４時４０分、最上堰の頭首工の開閉を行ったんですけれども、１時間近くで最上堰が水が溢れてしまった、災害が起きてしまったというような状態になっております。何か話に聞きますと、頭首工の閉鎖から、中山町小塩あたり、岡地区あたりに影響を受けるのが３時間くらいかかってしまうというようなことですので、もう少しですね、早めの判断と言うか、行っていただきたいなと思いましたし、あと、放水門は各地区の委員の方が担当で、その担当者の判断で放水とか何かやってるようですので、その辺ですね、水防というのは水との戦いだけでなくて、時間との戦いでもありますので、その辺、町としての関わり、どういうふうになっているのか、その辺、お聞きしたいと思います。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君）　議員おっしゃるとおり、ちょっと私のほうでは２時間半というふうな、ちょっと頭首工を閉めてから減り始めるので２時間半かかるということで、やはり距離もありますし、時間がかかるというのは聞いております。議員おっしゃるとおり、これまではその頭首工を閉めるというのは、もちろんその最上堰土地改良区の判断でしていただいていたということで、ただしその気象のその天気予報とか、あとそういったものを逐次確認していただいて、その目盛りと言うか、取り入れる量とか、常にこ

う事細かな判断をしていただいているということで、ご報告をいただいております。そのように改良区のほうで判断していただき、天気を見ながら判断していただいているわけですけれども、答弁の内容といたしまして、これまで以上に町とも連携して、そういった水が溢れる、最上堰から水が溢れたりしてっていう影響がないようにしていきたいというような答弁をさせていただいておりまして、これからのその対応として、町と改良区、連携を取りながら、これまで以上に連携しながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

３番（田宮昌幸君）　今回、災害がありまして、最上堰の地形的な役割ということを見てみたところですね、最上堰は中山町の西山丘陵の裾野に位置しまして、豊田地区の雨水が最上堰に注がれます。山からの雨水が最上堰に集まり、そして迂回して須川、最上川に注がれ、中山地区には流出しないように塞いでいるというように思っております。まさに、最上堰は屋根の雨どいのような役割をしているのかなと思います。その最上堰の氾濫、溢水により、７月２５日のようにですね、国道４５８号線の岡地区道路の冠水や、あるいは石子沢川の氾濫というようなことまで引き起こすのではないかと危惧されますので、それでですね、先ほど答弁にもありましたように、石子沢川流域の水害対策協議会が発足いたしまして、その中で、最上堰の水防対策も含まれるべきだと思ってるんですけれども、先ほどの答弁では、含まれているというような認識でよろしいのか、ちょっと確認したいんですけれど。

総務広報課長（黒沼里香君）　最上堰全体を見ますと、石子沢の今回の特定都市河川の流域と外れている部分もありますが、山地の方は入っておると考えておりますので、一体となって考えられる範囲の中でということで答弁したというふうに認識しております。

３番（田宮昌幸君）　今回のですね、一般質問に関しまして、いろいろな方からご意見を頂戴いたしました。水を利用する利水事業の土地改良区に洪水などを防ぐ治水、水防を望むのはちょっと無理があるのかなと感じました。災害時にですね、避難所として、一般の企業が駐車場を使用するとか、給水所として利用するというような災害協定があるようにですね、最上堰、土地改良区さんと、台風、または大雨情報が出たときに、最上堰を治水施設として利用、あるいはいろいろな指示なんかできるような、防災協定が必要ではないのかなと感じましたけれども、その辺いかがお考えですか。

総務広報課長（黒沼里香君）　最上堰との防災協定ということだと思いますけれども、これまで、２年前、あと４年前と、大雨の災害があった際には、協定は結んでおりませんが、管理をなさってくださっている土地改良区のほうで、その対応、それにあわせた対応をしていただいていると認識しております。これまでもそ

ういった協力体制の中で進めて来ておりますので、改めて協定という形にする必要があるのかどうかですけれども、対応はしていただいているというふうな認識で、答弁の中では、これまで以上に情報共有をしながら進めてまいりたいというふうな答弁をさせていただいたところでございます。

３番（田宮昌幸君）　今回の台風１０号のときにですね、進路がどこに来るのか、山形県を通過するのか、大変心配したんですけれども、それでもですね、最上堰見てみますと、やはりごうごうと流れているんですよ。そういったリスクがあるような場合、前もって水量を減らしていただくとか、そういったことできないのかなと感じました。ただ、最上堰はですね、水田関係の夜間の温暖化対策と言うかな、冷却水の役割もしてますので、単純にそういったことはできないと思いますので、そういった面ですね、土地改良区さんといろいろな意見交換しながら、最上堰を有効活用して、水防に役立てていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、２つ目の質問に移させていただきます。

「令和７年度の旧柏倉家住宅利活用について」お聞きいたします。

７月の県への要望書が提出されました。

令和７年度の中山町重要事業の重要要望事項として、旧柏倉家住宅利活用への支援についてが記載されておりました。

要望事項として、①同住宅等のさらなる利活用の推進に向けて、体験型観光の充実等、町の特性を生かした魅力的な観光メニューの造成、②同住宅敷地を囲む黒塀の延長や駐車場整備等の住宅周辺を含む環境整備、③受入れ体制の充実強化等について、国への働きかけを含め、財政的な支援を要望します。とありますが、令和７年度の重要事業として、どのような利活用を計画しているのか、お尋ねいたします。

また、住宅周辺を含む環境整備とありますが、黒塀の街並みを維持するためにも、街並み景観条例の制定が必要と考えますが、現在、検討しているのかどうかもお伺いいたします。

町長（佐藤俊晴君）　「令和７年度の旧柏倉家住宅利活用について」お答え申し上げます。

県への要望事項であります、①体験型観光の充実等など、町の特徴を生かした魅力的な観光メニューの造成の要望につきましては、これまで観光業者や地域の方とともに、町独自で旧柏倉家を活用したガイドツアーや紅花染め体験を盛り込んだ旅行商品の造成を行ってまいりました。しかしながら、多くの観光客から足を運んでいただくためには、近隣の観光施設と連携することが必要と考えます。現在は、広域的な組織である日本遺産、山寺と紅花推進協議会で構成市町間の周遊促進や普及啓発・情報発信のため、紅花スタンプラリーキャン

ペーン等の取り組みを行っておりますが、さらなる観光客の誘致を図るべく、やまがた広域観光協議会やＤＭＯさくらんぼ山形などとも連携し、近隣市町村の観光と組み合わせた旅行商品の造成を要望するところでございます。

②の同住宅敷地を囲む黒塀の延長や駐車場整備等の住宅周辺を含む環境整備の要望内容についてお答え申し上げます。

旧柏倉家住宅を囲む黒塀でございますが、敷地の北西は一部黒塀がない箇所があり、現在はロープを張り進入禁止としております。そこには基礎石等から、かつて黒塀があった痕跡が見られ、今後整備を進める際には、防犯や管理の面から黒塀を復元し、屋敷の周囲を囲うことで防犯管理体制を強化するとともに、当該住宅の裏山の竹林道は、三嶋神社まで地域の散策コースとして開放できないか検討しているところでございます。

駐車場につきましては、今年度まもなく、町道の復旧工事に伴う土砂の搬入が行われようとしております。水分を含む土質のため、落ち着くまでに２年ほど時間を要すると推測しております。その後、駐車場整備を本格化できないかと検討しているところでございます。

また、これら黒塀の復元及び駐車場整備については、多額の工事費がかかることが予想されることから、着工する際には、国、県の財政支援をお願いしたいという要望を行うというものでございます。

③の受入れ体制の充実強化等についての要望内容についてお答え申し上げます。

年々、旧柏倉家住宅への来館者が増えていることもあり、受入れ体制の強化が必要と考えているところでございます。主にガイド養成を強化したいと考えており、ガイド養成については、国、県などのノウハウがあれば教えていただきたいということと、あわせて県の観光協議会などで周遊プランをつくる際には、旧柏倉家住宅も含めて誘客してほしいという、ソフト面での要望を行うというものでございます。

次に、街並み景観条例の制定について、お答え申し上げます。

景観条例は、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成するための景観計画の策定や行為の制限などの事項を定めるものであることから、町独自のきめ細やかな基準により、黒塀の街並みを維持することが可能となります。

しかしながら、この景観条例を制定するためには、景観に対する意識の醸成を図り、地域住民の意見を反映させることが重要となります。

また、建築物や工作物の新築や増築、改築、外観を変更する修繕などの行為について、新たに届出が必要になるなど、行為の制限に対する住民の協力や理解を得る必要がありますので、条例制定につきましては、地域の合意形成に時間を要することが予想されますので、景観に対する地域住民との対話の場を、

今後は設けていきたいと考えております。

以上、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

３番（田宮昌幸君）　答弁にもありましたように、近隣の観光施設、構成市町村との連携というふうなお話がありましたけれども、地域住民やですね、地元ＮＰＯということで、２団体が黒塀に関する、いろいろな事業、あるいは地域住民とのコミュニケーションを図っております。そういったことですね、もっと地域住民を含んだ地域開発が必要かと思われます。令和５年２月にですね、作成されました、旧柏倉家住宅保存活用計画の基本方針の中にですね、伝統的な生活文化や習慣を尊重した活動を図ることで、建物を生かし、観光振興や地域活性化につなげていくとありますけれども、地域活性化についての中長期的な展望を将来像というようなこと、何かありましたらちょっとお聞かせ願いたいなと思うんですけれども。お願いします。

町長（佐藤俊晴君）　教育委員会からではなくて、私のほうからですけど、私の私的な望みも加えてですけれども、まさに地域活性化になり得る重要文化財、そしてその重要文化財がある地域だと思っています。これは町で柏倉家をいただいてからなったわけではなく、もうかなりもう数十年前から、あそこのゾーンは文化的ゾーンというふうに指定なってたと思っております。そういうことを考えた上で、民間のＮＰＯ組織が２つそこで拠点として活動しているということは、大変ありがたいことで、本当に地域住民を巻き込んだ活動をやっているなというふうに思っております。まさに行政が望むところは、そういった民間事業者が多く地域に関わり、そして地域をつくっていくということが大切であろうと思っております。行政が当然それを行政が支援していくというふうな立場を今後も強く考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

３番（田宮昌幸君）　何もない町、なかやま、５分で通り過ぎる町、なかやまというような言う人もおりますけれども、私は本当に中山町にはお宝がいっぱいあると思います。そしてまた可能性もいっぱいあると思います。ただその活用の仕方と言うか、まだまだ工夫しなければならないと思いますけれども、そういったことでですね、民間、あるいは地元住民のそういったお力を借りながらやっていければと思います。それでですね、先ほど景観条例にもありましたけれども、この住民参加のまちづくりが必要だと思いますし、あとですね、ちょっと心配なのが、旧柏倉家住宅と、黒塀の街並みが山形景観条例に掲載されております。しかし、前にもお話したように、約１，０００ｍの黒塀の街並みの黒塀の保存をどのように考えているのか。先ほど町長の答弁では黒塀の延長ということで、復元するというような形であるんですけれども、大分黒塀のほうも傷んでいるのかなという感じております。その辺、どのように考えているのか、お聞かせ願います。

教育課長（栗原純君）　旧柏倉家住宅の黒塀につきましては、国の重要文化財の指定とともに、つけたりというふうな位置づけで、重要文化財に附随する施設であることから、損耗の激しいところについては、必要に応じた修繕を行うというふうなところで、計画的な対応が必要になってくると考えているところでございます。その他の黒塀街並みの黒塀につきましては、現在のところ、個人所有というふうなところでございますので、特段現在、町の支援というものはございませんけれども、黒塀の街並みを保存する協議会の活動などを通じて、町が身近に関与しながら、そういった黒塀の維持修繕、あるいは塗り替え等に関与できる部分もあるのかなというふうに考えておりますが、その充実策については、さまざまな意見交換を通して、考えていく必要があるのかなと考えているところであります。以上です。

３番（田宮昌幸君）　柏倉家住宅の黒塀は文化財というような形で、これからいろいろな補修、保存とかしなくちゃならないんですけども、現在ですね、黒塀の街並みを維持しています個人所有者、その方のですね、５年後、１０年後も維持していけるのかなという、大変疑問に思っております。所有者の高齢化、あるいはですね、相続人の都合によりまして、取り壊しや土地、建物売却が懸念されるような方もいらっしゃいます。実際、旧柏倉清右ヱ門家住宅の取り壊しの危機もありまして、黒塀の保存、維持のためにＮＰＯ法人が事務所として借り上げた、借り上げて維持しているというような経緯もありますので、その辺ですね、黒塀の街並みは中山町の宝でもありますし、また、山形県の宝でもありますので、県との連携などもやってですね、保存・利活用に取り組んでいただきたいと思います。あと、先ほど町長のほうからも、景観条例というようなことで、大変ハードルが高いというようなことで答弁もありましたけれども、町民の宝として、子ども、孫の世代まで引き継ぐためにもですね、景観条例を制定して、町民が守っていくというような意識づけのためにも、やっぱりハードルが高いですけれども、検討していかなければならないと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

町長（佐藤俊晴君）　私、建築の専門でやっている人間ですので、景観条例とか、いろいろな街並みで景観条例が制定されているところなんかは知っておりますけれども、それほど県内では多くないのかなというふうに思ってます。ただそのためには、景観条例ができるためまでは、やはり町民意識がかなり高まっていかないと、かなり難しいのではないかなというふうに思っております。当然、景色、柳沢地区もそうですけども、いろいろな地域、もともとはこの辺の地域も黒塀で囲まれているとこなんかも結構ありました。それがだんだんなくなっていくっていうことはさみしいことではありますけども、それなりの個人所有であり、事情もあるんだろうなというふうに思っております。

そういう観点から、岡地区の方々の中で、先ほども申し上げましたけども、いろいろな話し合いをする場を設定していきたいなという、私、町長と語る会なんてのをやってますけど、なかなかお呼びかからないので、こちらのほうから出向きながら、じゃあそういうことをどう考えるのかとか、どうしていけば町民の宝として、岡地区の方々がどういうふうに理解示していただけるのかというふうなところからスタートすべきかなと。それから、だんだんにこう盛り上がりながら、やはり残すべきものは残さなきゃいけない、今度新しくつくる分については、ブロック塀はだめだよとか、そういうことになってくるわけで、やっぱり町民の意識、地元の人たちの意識を確固たるものにしてからでないと、なかなか難しいのではないかなというふうに思っております。そういったことで、できるだけ町をその黒塀は守っていかなければいけないというふうな気持ちはありますけども、そういう流れが、ハードルがやはり高いなというふうに思っております。

３番（田宮昌幸君）　大変、私もハードルが高い案件、景観条例はハードルが高いと思っております。時間がかかると思います。しかし、今の現状から見ますとですね、そういった５年後、１０年後も本当にもたないんじゃないかという、ちょっと心配もありますので、時間がかかるからこそ、検討を今のうちから進めていかなければならないと私は感じてますので、ぜひ、その辺一つよろしくお願いします。以上をもちまして、私の質問をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

議　　長　以上で、通告された一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を終わります。

休憩します。

再開は午後１時とします。

（午後０時０３分）

議　　長　再開します。

（午後１時００分）

議　　長　日程第４、議第４０号「令和５年度中山町一般会計歳入歳出決算及び令和５年度中山町各特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第４０号「令和５年度中山町一般会計歳入歳出決算及び令和５年度中山町各特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

最初に、一般会計歳入歳出決算について申し上げます。お手元にお配りいたしました決算書のとおり、歳入決算額は５４億５，２９５万７，５６０円で、前年度決算額と比較いたしますと２億２，９３２万４，７２２円、４％の減となっております。調定額に対する歳入決算額の割合は９９．３％となっており

ます。

なお、３，８６０万１４９円の収入未済額が出ており、前年度決算額と比較いたしますと３９８万７，７５９円、１１．５％の増となっております。

内訳につきましては、町税分が３，８１０万９，２４９円で前年度より４０１万６，９５９円の増、分担金及び負担金が９万円で前年度より６万３，０００円の増、使用料分が４０万９００円で前年度より９万２，２００円の減となっております。

次に、歳出でございますが、決算額は５１億４，４６５万４８９円で、これを前年度と比較いたしますと２億５，９３６万６，１３１円、４．８％の減となっております。

以上の結果、３億８３０万７，０７１円の黒字決算となっております。

これには繰越明許費など翌年度へ繰越すべき財源３，４５２万１，０００円が含まれておりますので、実質収支額は、２億７，３７８万６，０７１円であります。

では、歳入について、その概要を申し上げます。

町税につきましては１０億３，２４５万７，６９２円で、前年度決算額と比較いたしますと１，３１５万３，６７９円の減となっております。町税全体の徴収率は９６．４％であります。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金につきましては、総額３億２，２２７万５，０００円で、前年度決算額と比較いたしますと、２６６万７，０００円の増となっております。

次に、地方交付税につきましては２２億４２８万６，０００円で、前年度決算額と比較いたしますと、１，６７１万２，０００円の増となっております。

分担金及び負担金と使用料及び手数料につきましては、総額で７，４０４万４，９１０円、前年度決算額と比較いたしますと、３６５万７，２７３円の増となっております。

次に、国庫支出金につきましては、４億９，５９１万８，１０９円で、前年度決算額と比較いたしますと、１億８，４０５万１９５円の減となっております。

これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減などによるものであります。

次に、県支出金につきましては３億３，４６３万５，６４９円で、前年度決算額と比較いたしますと、２，２５２万３，８２０円の減となっております。

これは、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金や小規模農地等災害緊急復

旧事業費補助金の皆減などによるものであります。

財産収入につきましては、２８０万３，８８５円で、前年度決算額と比較いたしますと１９７万１，８１１円の増となっております。

これは、公用車売払収入の皆増によるものであります。

寄附金につきましては３億５５５万２，１６９円で、前年度決算額と比較いたしますと６，２６６万３，１６９円の増となっております。

これは、ふるさと寄附金の増によるものであります。

繰入金につきましては１億３，８７１万４，１３４円で、前年度決算額と比較いたしますと６，３６５万５，１８５円の増となっております。

これは、ふるさと応援基金繰入金の増や、小・中学校施設等整備基金繰入金の皆増などによるものであります。

次に、繰越金につきましては２億７，８２６万５，６６２円で前年度決算額と比較いたしますと７，３９７万２，００２円の減となっております。

諸収入につきましては、１億４，６１０万４，３５０円で前年度決算額と比較いたしますと９９５万１，４６４円の減となっております。

これは、産業立地促進資金融資制度預託金元金収入の減などによるものであります。

町債につきましては、１億１，７９０万円で、前年度決算額と比較いたしますと、７，７００万円の減となっております。

次に、歳出の概要を申し上げます。

初めに、議会費につきましては、８，３１０万５８８円で、歳出総額に占める割合は１．６％であります。これを前年度決算額と比較いたしますと９６６万９，０３９円の増となっております。

総務費につきましては、８億７，７５８万６，５２８円で、歳出総額に占める割合は１７．１％であります。これを前年度決算額と比較いたしますと、３，２６６万８，３７５円の減となります。

これは、財政調整基金積立金の減によるものであります。

民生費につきましては、１５億７，０７２万２，１５７円で、歳出総額に占める割合は３０．５％であります。これを前年度決算額と比較いたしますと、１，５７７万４，２４８円の減となります。

これは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業などの減によるものであります。

衛生費につきましては、３億４，３４６万６４２円で歳出総額に占める割合は６．７％であります。これを前年度決算額と比較いたしますと３４９万２，９２９円の減となります。

これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業などの減によるものでありま

す。

労働費につきましては、１，２１９万１，５３８円で歳出総額に占める割合は０．２％であります。これを前年度決算額と比較いたしますと１６４万５，１２９円の増となります。

農林水産業費につきましては、１億５，７１８万２，００１円で歳出総額に占める割合は３．１％であります。これを前年度決算額と比較いたしますと、２，８３７万５，１３１円の減となります。

これは、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金や農業経営緊急支援金の皆減によるものでございます。

商工費につきましては、２億８，２６９万１９円で、歳出総額に占める割合は５．５％であります。これを前年度決算額と比較いたしますと５，１０７万８，６３５円の減となります。

これは、産業持続化支援金や地元宿泊支援事業補助金の皆減などによるものであります。

土木費につきましては、４億７，３８６万６，４５４円で、歳出総額に占める割合は９．２％となっております。これを前年度決算額と比較いたしますと、７，４７６万３，６３４円の減となります。

これは、流域治水対策事業における浸水害対策水防拠点施設建設工事や浸水害対策車両購入費の皆減などによるものであります。

消防費につきましては、３億３，５１６万６，６２０円で、歳出総額に占める割合は６．５％であります。これを前年度決算額と比較いたしますと３，２３８万３，１５８円の減となります。

これは、消防施設・設備整備事業における土橋地区消防団拠点施設建設工事や消防ポンプ車購入費の皆減などによるものであります。

教育費につきましては、５億３，６１９万７１４円で、歳出総額に占める割合は１０．４％であります。これを前年度決算額と比較いたしますと２，４３８万４，３００円の増となります。

これは、長崎小学校施設管理事業及び豊田小学校施設管理事業における屋内運動場照明器具ＬＥＤ化工事の皆増などによるものであります。

災害復旧費につきましては１１万５，５００円であります。これを前年度決算額と比較いたしますと、３，３９８万３，８８８円の減となります。

公債費につきましては４億７，２３７万７，７２８円で、歳出総額に占める割合は９．２％であります。これを前年度決算額と比較いたしますと、２，２５４万４，６０１円の減となります。

以上、令和５年度一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、今後も健全な財政運営に努めてまいりますことをあわせてご報告を申し上げます。

次に、国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出差引残額は４，００９万２，０３６円の黒字決算となっております。

歳入につきましては、国民健康保険税２億２２５万２，８７２円、県支出金８億８９７万２，０００円、繰入金１億９５３万８，１１７円、などが主なもので、総額は１１億５，８５５万３，５２７円であります。これを前年度決算額と比較いたしますと、４，５９３万３，３７５円、３．８％の減となっております。

歳出につきましては、保険給付費７億７，０９８万８，３７２円、国民健康保険事業費納付金２億６，２７７万１，００８円などが主なもので、総額は１１億１，８４６万１，４９１円であります。

これを前年度決算額と比較いたしますと５，０１１万９，５０１円、４．３％の減となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出差引残額は、１１３万４，７１７円の黒字決算となっております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料１億１，２７７万１，６１５円、繰入金４，５７８万６，４５３円など、総額は１億６，６６７万８，７６７円で、前年度決算額と比較いたしますと８６５万４，００５円、５．５％の増となっております。

歳出につきましては、総務費７６０万２，５２４円、広域連合納付金１億５，６６１万８，１９８円など、総額は１億６，５５４万４，０５０円で、前年度決算額と比較いたしますと８１２万４，６４０円、５．２％の増となっております。

続きまして、介護保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出差引残額は、６，３０５万１，９１９円の黒字決算となっております。

歳入につきましては、保険料２億８，５４３万１９０円、国庫支出金２億９，５６８万１，２１８円、支払基金交付金３億１，２３５万７，０００円、県支出金１億６，７４５万３，３９４円、繰入金２億１，０５７万７，１５５円などが主なもので、総額は、１３億４，２８９万１，２６０円で、前年度決算額と比較いたしますと、５，０２６万９，７３５円、３．９％の増となっております。

歳出につきましては、総務費５，４４０万６，８４１円、保険給付費１１億２２３万８，６４９円、地域支援事業費５，１７９万７４１円などを合わせ、総額は１２億７，９８３万９，３４１円となり、前年度決算額と比較いたしますと、５，８３５万２，５０３円、４．８％の増となっております。

続きまして、農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出差引残額は、８３９万９，５１６円の黒字決算となっております。

歳入につきましては、使用料及び手数料１，５５２万９，４２０円、繰入金２，５８７万６，３３６円、町債２６０万円などを合わせ、総額は４，４９２万９，６６７円となり、前年度決算額と比較いたしますと７３３万２，９３３円、１４％の減となっております。

歳出につきましては、維持管理費１，１９６万２，４１８円、公債費２，２１７万３，７８４円などを合わせ、総額は３，６５３万１５１円となり、前年度決算額と比較いたしますと１，４８０万８，６３０円、２８．８％の減となっております。

最後に、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出差引残額は、１，６５２万１，０５３円の黒字決算となっております。

歳入につきましては、使用料及び手数料１億２，２５７万２，４９０円、繰入金２億２，２３１万円、町債１億１，８５０万円などを合わせ、総額は４億７，７２３万７，１３６円で、前年度決算額と比較いたしますと１，７０７万９，４１４円、３．５％の減となっております。

歳出につきましては、公共下水道事業費９，５０２万８，６１７円、流域下水道事業費６６７万３５２円、公債費３億５，９０１万７，１１４円を合わせ、総額は４億６，０７１万６，０８３円となり、前年度決算額と比較いたしますと、２，２３３万３，７７１円、４．６％の減となっております。

以上が、令和５年度中山町一般会計歳入歳出決算及び令和５年度中山町各特別会計歳入歳出決算の概要でありますが、先に法令及び条例の定めるところにより、監査委員の審査が詳細にわたり行われておりますので、よろしくご審議の上、認定を賜りますようお願いを申し上げます。

議　　長　次に、代表監査委員より、決算審査の結果の報告を求めます。

代表監査委員（村山拓君）　代表監査委員の村山です。

令和５年度中山町一般会計歳入歳出決算及び令和５年度中山町各特別会計歳入歳出決算の審査結果について、ご報告申し上げます。

一般会計及び各特別会計の決算について、地方自治法第２３３条第２項により、去る令和６年７月２３日、２４日、２６日、２９日、３０日の５日間にわたり、決算書、関係書類等について、必要に応じ関係者から説明を求めながら審査を執行いたしました。

初めに、令和５年度中山町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入総額は５４億５，２９５万７，５６０円、歳出総額は５１億４，４６５万４８９円で、歳入歳出差引残額は３億８３０万７，０７１円の黒字決算となっております。

なお、この歳入歳出差引残額については、繰越明許費等に係る財源として、３，４５２万１，０００円を含んでおりますので、実質収支はこれを除いた２億７，３７８万６，０７１円となります。

次に、歳入について申し上げます。

歳入予算額５５億６，１８５万６，７８３円に対し、調定額は５４億９，２１０万１６９円、収入済額は５４億５，２９５万７，５６０円、収入執行率は９８．７％、収納率は９９．３％であります。

町税につきましては、調定額１０億７，１１０万９，４０１円に対し、収入済額１０億３，２４５万７，６９２円、収納率は９６．４％、前年度より０．３％下がっております。

不納欠損額につきましては、時効等により全体で８３万４，７６０円の不納欠損処分が行われております。

収入未済額につきまして、町税は３，８１０万９，２４９円で、前年度対比４０１万６，９５９円、１１．８％増加しております。

分担金及び負担金については、長崎地区放課後児童クラブ保育料負担金でありますが９万円で、前年度対比６万３，０００円の増となっております。

使用料及び手数料については、町営住宅使用料でありますが４０万９００円で、前年度対比９万２，２００円、１８．７％減少しております。

厳しい財政状況の中、町の債権である町税、使用料等が納期まで納まらず滞納されていることは、行政運営が圧迫されるだけでなく、負担の公平性からも、その縮減対策は喫緊の課題であり、適正な法的対応も含め、収納対策のより一層の強化を望むものであります。

次に、歳出について申し上げます。

予算現額５５億６，１８５万６，７８３円に対し、支出済額は５１億４，４６５万４８９円、翌年度繰越額が１億４，０６８万７，０００円であります。

歳出では、各款別経費の占める割合は、民生費が最も大きく３０．５％、続いて総務費１７．１％、教育費１０．４％、土木費９．２％、公債費９．２％などの順になっております。

また、性質別に見ますと、投資的経費は、放課後児童クラブ用の教室改修工事や小学校の~~昼~~室内運動場照明器具のＬＥＤ化の工事、豊田小学校屋外プールのろ過装置更新工事、斎場火葬炉修繕工事等が実施されましたが、前年度に実施した浸水害対策水防拠点施設建設工事や消防ポンプ車、消防団拠点施設整備の分が皆減となったため、前年度に比べ２８．６％の減となっております。

物件費につきましては、ふるさと納税の寄附額増に伴う事務代行委託料の増や、ホームページ更新業務委託料の皆増などにより、前年度に比べ、１．３％の増となっております。

補助費等につきましては、山形市への消防事務委託料の増があった一方で、新型コロナ臨時交付金を活用した事業者等支援の皆減、特別養護老人ホーム施設整備事業補助金の皆減、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金の皆減等により、前年度に比べ、８．６％の減となっております。

財政状況が厳しい状況下にあることを踏まえ、人件費、扶助費及び公債費等の義務的経費の動向に特に配慮し、公債費増の要因となる普通建設事業の実施に当たっては十分な検討を行うとともに、財源の確保に一層努め健全な財政運営を図られるよう期待するものであります。

また、今後も住民の行政需要に応えながら、安定した財政運営を堅持するため、行財政改革への取り組みを継続するとともに、計画的かつ効率的な予算執行をお願い申し上げます。

次に、令和５年度中山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入総額は１１億５，８５５万３，５２７円、歳出総額は１１億１，８４６万１，４９１円で、歳入歳出差引額４，００９万２，０３６円の黒字決算となっております。

不納欠損額につきましては、時効等により、国民健康保険税１６７万７，４５０円の不納欠損処分が行われております。

収入未済額につきましては、国民健康保険税が３，３８８万６，２９９円で、前年度より２７６万９，５２２円減少しております。

歳出では、歳出全体の約７割を占めております保険給付費が、７億７，０９８万８，３７２円で、前年度に比べて、４，９３１万６，００８円減少しております。

今後とも保険給付費を抑制するためにも、特定健康診査等事業や疾病予防事業等の保健事業に力を入れ、被保険者の税負担が大きくならないよう、健康の保持・増進の普及や健康診断の受診率向上に努められるなど、対策を講じられますようお願い申し上げます。

次に、令和５年度中山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入総額は１億６，６６７万８，７６７円、歳出総額は１億６，５５４万４，０５０円で、歳入歳出差引残額は１１３万４，７１７円の黒字決算となっております。

収入未済額につきましては、普通徴収保険料の現年度分、滞納繰越分で、９

５万５，７９４円となっており、前年度より１２万２，８８５円増加しております。

次に、令和５年度中山町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入総額は１３億４，２８９万１，２６０円、歳出総額は１２億７，９８３万９，３４１円で、歳入歳出差引残額は６，３０５万１，９１９円の黒字決算となっております。

不納欠損額につきましては、時効等により、介護保険料１４万２００円の不納欠損処分が行われております。

収入未済額につきましては、普通徴収保険料の現年度分、滞納繰越分で、２１０万８，８４０円となっており、前年度より４５万４，２３０円減少しております。

今後とも保険料の徴収率向上の取り組みを推進されるとともに、介護保険給付費の抑制を図るため、介護予防の推進に向けて、各種介護予防事業の一層の普及、進展に努めていただきますようお願い申し上げます。

次に、令和５年度中山町農業集落排水特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入総額は４，４９２万９，６６７円、歳出総額は３，６５３万１５１円で、歳入歳出差引額は８３９万９，５１６円の黒字決算となっております。なお、地方公営企業法適用に伴い、差引残高は下水道事業会計へ引き継がれております。

不納欠損額につきましては、時効等により、農業集落排水使用料４万４３０円の不納欠損処分が行われております。

収入未済額につきましては、農業集落排水使用料の現年度分、滞納繰越分で、２１１万５，５４０円となっており、前年度より１４６万３，８９０円増加しております。これは、公営企業会計への移行による打切決算となり３月締めとなっていることが影響しております。

次に、令和５年度中山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入総額は４億７，７２３万７，１３６円、歳出総額は４億６，０７１万６，０８３円で、歳入歳出差引額は１，６５２万１，０５３円の黒字決算となっております。なお、農業集落排水特別会計と同様に、地方公営企業法適用に伴い、差引残高は下水道事業会計へ引き継がれております。

不納欠損額につきましては、時効等により、下水道使用料１６万１，５７０円の不納欠損処分が行われております。

収入未済額につきましては、公共下水道受益者負担金の滞納繰越分、並びに

下水道使用料の現年度分、滞納繰越分で、７５５万９，２４０円となっており、前年度より１７６万９，９４０円増加しておりますが、こちらについても、公営企業会計への移行により打切決算となり、３月締めとなっていることが影響しております。

未収金への対応、対策につきましては、督促や催告及び時効中断の手続きを適時かつ適正に行いまして債権の保全を図ること、また下水道事業の健全化を図るためにも、徴収における体制や対策を検討いただき、これまで以上の努力をお願いする次第であります。

次に、基金運用状況を申し上げます。

主な基金の残高は、財政調整基金が１１億９，１４７万５，０００円、前年度より３，２９３万円の増、町債管理基金が２億３，０２７万５，０００円、前年度より９１２万２，０００円の増、国民健康保険基金が１億６，６５０万６，０００円、前年度より２，１７９万６，０００円の増、ひまわり温泉整備基金が３，７２１万８，０００円、前年度より１，１１２万９，０００円の減、介護保険介護給付費準備基金が３億２，４４０万２，０００円、前年度より４，６７２万５，０００円の増、小・中学校施設等整備基金が７，６５３万２，０００円、前年度より３，０９１万９，０００円の減、ふるさと応援基金が３億８，３９３万９，０００円、前年度より５，７５８万９，０００円の増となっております。

今後もこれら基金への計画的な積立と、確実かつ効率的な運用により、弾力性のある財政構造を確保されるようお願いいたします。

以上、一般会計並びに各特別会計の概要について申し上げましたが、関係諸帳簿並びに、諸証拠書類を照合、審査した結果、決算計数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認いたしました。

また、違法、不当な支出等も認められませんでした。

財政調整基金等の各種基金につきましては、関係書類の計数は符号しており、基金の運用は適切に行われていることを確認いたしました。

詳細につきましては、お手元の意見書のとおりであります。以上、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　皆様に申し上げます。令和５年度の決算については、定例会最終日の９月１３日に、一般会計は歳入歳出に大別し、各特別会計は会計ごとに質疑を行った後、討論、採決を行います。以上です。

日程第５、「令和５年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を行います。

本件について、町当局より報告を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　「令和５年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比

率について」、ご報告申し上げます。

地方公共団体は厳しい財政状況の中、多様化している住民のニーズに応えながら、自立した財政運営を行うことが求められており、地方分権を進めていく上でも財政規律を確立することが極めて重要となっております。

このため、平成１９年６月に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、自治体における財政の健全性に関する比率の公表と、当該比率に応じた財政の早期健全化及び財政再生、そして公営企業の経営の健全化を図るための計画策定等が規定されております。

本報告は、その地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づくものであります。

初めに、令和５年度の健全化判断比率を申し上げます。

一般会計などの実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示す実質赤字比率は、昨年度に引き続き、黒字決算となっておりますのでありません。

全ての会計を連結した実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示す連結実質赤字比率についても、全会計が黒字決算でございますのでございません。

実質公債費比率につきましては、公債費及び公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率を示しておりますが、令和５年度は、平成２４年度に借入れた役場耐震補強工事や中央公民館耐震補強工事にかかる緊急防災・減災事業債の償還完了による元利償還金の減少などにより、単年度における実質公債費比率が減少し、算出する３カ年平均値の比率としましては、昨年度の１２％から０．３ポイント減少し、１１．７％となりました。

将来負担比率につきましては、地方債現在高や一般会計等が将来に負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示しておりますが、地方債の償還が進み、地方債現在高が減少したことなどの理由により、昨年度と比較して１５．４ポイント減少し、２８％となりました。

以上、令和５年度における全ての健全化判断比率につきましては、財政健全化計画の策定が義務づけられる早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率を申し上げます。これは、公営企業ごとの資金不足の比率でありますが、農業集落排水特別会計と公共下水道事業特別会計が対象であり、令和５年度においては、いずれも資金不足はありませんので、経営健全化計画の策定が義務づけられる経営健全化基準を下回っております。

以上、ご報告申し上げます。

議　　長　次に、代表監査委員より、財政健全化判断比率等、審査の結果の報告を求めます。

代表監査委員（村山拓君）　令和５年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果につ

いて、ご報告申し上げます。

この審査は、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果、両比率ともそれぞれ早期健全化基準、経営健全化基準を上回ることなく、健全段階に位置しているのが認められました。

なお、今後の町財政につきましては、人口減少等の影響による税収減、物価高騰や賃金増に伴う歳出増など、町の財政運営に影響する要素が多く見受けられるところであります。

このようなことから、健全化判断比率のみならず、経常収支比率など、他の指標も参考に経営状態を判断し、それらの動向に注視するとともに、今後とも健全な財政運営に努めていただきますようお願い申し上げます。

議　　長　以上で、報告を終わります。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

（午後　１時４８分）

以上、会議の概要を記載し、相違ないことを証するため署名します。

令和６年９月５日

議　　長　　鎌　上　　徹

署名議員　　須　貝　勝　司

署名議員　　田　宮　昌　幸